



『東日本大震災』関連情報

平成 25 年 11 月 22 日

編集・発行

北塩原村住民課

☎0241-23-3113

Eメール

seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
11月13日	0.078	0.107	0.082	0.093
11月20日	0.080	0.107	0.098	0.104

※測定方法は、リアルタイム線量測定システム及び地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら 幼稚園	裏磐梯 幼稚園
11月13日	0.119	0.092	0.126	0.125	0.105	0.107
11月20日	0.121	0.102	0.126	0.142	0.107	0.115

※測定方法は、リアルタイム線量測定システム及び地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-1333

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北塩原村 公民館玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
11月13日	0.110	0.136	0.110	0.116	0.100
11月20日	0.106	0.136	0.116	0.120	0.100

※測定方法は、地面から1mの高さで測定

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	いこいの森 ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村 民 グラウンド
11月13日	0.110	0.120	0.150	0.120	0.130
11月20日	0.140	0.160	0.160	0.123	0.130

※測定方法は、地面から1mの高さで測定

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では11月12日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去111回実施しております。
検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班 電話0241-23-3261

■学校給食食材放射性物質検査事業について

村では、子供達に安全な給食を提供するため、平成24年度の第2学期から毎日給食提供前に食材のモニタリング検査を実施しております。

平成25年11月21日現在までの検査において、放射性物質は一度も検出されていません。

【問合せ先】教育課教育班 電話0241-23-1333

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

損害賠償請求に関する東京電力による「巡回相談」が次により実施されますのでお知らせします。

- ・開催日時：12月4日(水)、12月11日(水)、12月18日(水)、12月25日(水)
- ・会場：自然環境活用センター

【問合せ先】総務企画課企画室 電話0241-23-3112

■喜多方市・北塩原村・米沢市境界付近で発生している地震について

福島地方気象台によりますと、会津北部から山形県置賜地方にかけての領域では、平成23年3月18日から地震活動が発生し、平成24年4月以降は、北側(山形県側の活動)が中心に継続し、全体としては消長を繰り返しながら徐々に低下している状況ではありますが、最近では、8月と9月に震度4の地震が北塩原村で観測されました。

この地震は、陸の地殻内で発生した構造性的地震で、火山活動との関連は認められないとのことですが、東日本大震災発生後、東日本の広い範囲で地震活動が高まっていると考えられますので、今後もしばらくは、地震活動が継続する可能性があるとの見解です。

村民のみなさんは、携帯ラジオや懐中電灯など、常日頃からの災害に対する備えをよろしくお願いします。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■自家用米(飯米、縁故米)の全袋検査にご協力願います！

福島県全域で農家の皆様のご協力をいただきながら米の全袋検査を実施しています。

これは、未検査米が流通し、万が一、そこから基準値を超えた放射性物質が検出された場合、福島県では、これまで以上の「風評被害」を受ける可能性が非常に高いため実施しているものです。

本村におきましても、順調に検査を行っておりますが、今後、農家の皆様には、「自家用米(飯米、縁故米)」の検査についてご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、検査には事前に予約が必要となりますのでご注意願います。

※管内では、JA以外の集荷業者でも検査が可能ですので、希望される場合にはご確認願います。

【問合せ先】JA会津いいで北塩原支店 電話0241-22-1844
役場農林課農林班 電話0241-23-1334

■「栽培きのこ」を販売される方へ

「栽培きのこ」を出荷・販売する場合には、事前に福島県の放射性物質検査を受け、基準値以内であることが必要です。検査はロット単位に次の手順で行われます。

①生産資材検査

「きのこ」の発生1ヶ月前に生産資材(ほだ木、菌床)の検査を受け、基準値以内であれば「きのこ」の検査を受けることができます。この段階で「廃棄対象」とされたほだ木や菌床は使用できません。基準値以内であれば、以後検査する必要はありません。

②「きのこ」検査

生産資材が基準値以内であれば、そこから発生した「きのこ」の検査を行い基準値以内であれば出荷できます。翌年以降も出荷前に検査が必要です。

「きのこ」は放射性物質の吸収率が非常に高いことから、検査が念入りに行われておりますので、ご理解をお願いいたします。

③その他

新たに植菌する場合は、植菌前にほだ木や菌床材料の検査をお勧めします。

【問合せ先】北塩原村農林課 電話0241-23-1334